障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業の運営

相談支援事業所「陽だまりの家」 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ジェイエー長野会が開設する陽だまりの家(以下「事業所」という。)が 実施する計画相談支援を行う指定特定相談支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営 を確保するために必要な人員及び管理・運営に関する事項を定め、事業所の従業者が利用者の 意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な特定相談支援を提供すること を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、事業の実施に当たり次の各号に配慮して行うものとする。
 - (1) 利用者又は障害児の保護者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するよう努めること。
 - (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、 適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよ うにすること。
 - (3) 利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用等の立場に立って、支給決定障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害 福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立を期すること。
 - (4) 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めること。
 - (5) 自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図るよう努める こと。
- 2 事業の実施に当たっては、前項のほか、「障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準等に関する省令」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、 事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 相談事業所 陽だまりの家
 - (2) 所在地 長野県南佐久郡佐久穂町大字畑 143 番地 2

(営業日及び営業時間)

- 第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝祭日、8月13日から8月16日 12月30日から翌年1月3日までを除く。 (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2)相談支援専門員 1人

相談支援専門員は、利用者の生活全般に係る相談、サービス等利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行うものとする。

(3)事務職員 1人 必要な事務を行う。

(指定計画相談支援の提供方法及び内容)

第6条 指定計画相談支援の内容は、次のとおりとする。

(※事業所の実態に応じて記載してください。)

- (1) 生活全般に係る相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) サービス等利用計画の作成
- (4) 訪問によるモニタリング
- (5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (1)から(4)に附帯するその他必要な相談支援、助言等。

(利用者等から受領する費用及びその額)

- 第7条 事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相談支援対象障害者等から障害者自立支援法第51条の17の規定により算定された計画相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。
- 2 事業者は、計画相談支援対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域を越えて行う指定 計画相談支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、事業所の自動車を使用した場合 の交通費は、次の額を徴収する。
 - (1) 実施地域外から、片道 15 キロメートル未満 200円
 - (2) 実施地域外から、片道 15 キロメートル以上 500 円
- 3 事業者は、前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ計画相談支援対象障害者等に 対し、サービスの内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。
- 4 事業者は、第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、計画相談支援対象障害者 等に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第8条 指定計画相談支援を提供している計画相談支援対象障害者等が、当該指定計画相談支援

と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき、障害者自立支援法第29条第3項第2号 に掲げる額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該計画相談支援対象障害者等及び、当該計画相談支援対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、佐久穂町の区域とする。

(主たる対象者の障害の種類)

第 10 条 事業の主たる対象者とする障害の種類 特定しないもとする。

(虐待防止のための措置)

第 11 条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を 行なうとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

- 第 12 条 事業者は、その提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉 サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 事業者は、提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関し、障害者自立支援法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関し、障害者自立支援法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 利用者は、提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関し、法第51条の27第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う

ものとする。

5 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(従業者の研修等)

- 第 13 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修等の機会を次のとおり設けるものとし、 また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1)採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2)継続研修 随時

(地域の連携体制)

第 14 条 自立支援協議会に定期的に参加する等、医療機関や行政、学校、就業支援機関など、 地域における連携体制をとっている。

連携機関:佐久穂町立 千曲病院・長野厚生連佐久総合病院

(地域生活支援拠点等の機能)

- 第 15 条 事業所は「障害福祉サービス等の障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 29 年度厚生労働省告示第 116 号)第 2 の 3」に規定する地域生活支援拠点としての機能を行うものとする。
 - (1)事業所はコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、利用者から緊急の相談を受けた場合は関係機関と連携並びに協力し、連携する短期入所事業所への緊急時の 受入れの対応をするものとする。

(その他運営についての重要事項)

- 第 16 条 事業者は、利用者に対し適切な特定相談支援を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者 でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とす る。
- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業者は、利用者に対する特定相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該特定相談支援 を提供した日より5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ジェイエー長野会佐久 穂町障害福祉施設「陽だまりの家」事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成24年 5月 1日から施行する。
- この規程は、平成31年 1月 1日から変更実施する。